



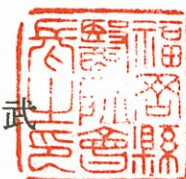
福岡県医発第2278号(地)

平成19年 3月30日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義 武



「介護予防事業における特定高齢者把握のための判定方法の見直しについて」事務連絡の送付について

平成18年4月より実施された介護予防事業は、その対象者である特定高齢者の把握について、当初想定した数を大幅に下回っており、介護予防事業の実施に支障をきたしていることが大きな問題となっております。

厚生労働省においては、各都道府県に対し、各市町村へ周知と適正な支援を依頼するとともに、特定高齢者の候補者の該当基準、決定者の該当基準の要件の見直しを検討し、平成19年4月の施行に向け、現在準備を行っているとのことです。

当該見直しは、保健事業実施要領等の改正手続き等が行われた後に施行されることとなっておりますが、取り急ぎ、基本健康診査に携わる医師に対して周知いただくことを目的として、厚生労働省より日本医師会へ事務連絡が発出された旨別紙のとおり通知がありました。

つきましては、制度の円滑な施行のため、本件について会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、正式に通知が発出された際には、改めてご連絡申し上げますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



(介 8 0)
平成 19 年 3 月 26 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事

天 本 宏

「介護予防事業における特定高齢者把握のための判定方法の見直しについて」
事務連絡の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて平成 18 年 4 月より実施された介護予防事業は、その対象者である特定高齢者の把握について、当初想定した数を大幅に下回っており、介護予防事業の実施に支障をきしていることが大きな問題となっております。

厚生労働省においては、各都道府県に対し、各市町村への周知と適切な支援を依頼するとともに、特定高齢者の候補者の該当基準、決定者の該当基準の要件の見直しを検討し、平成 19 年 4 月の施行に向けて、現在準備を行っているとのことです。

当該見直しは、保健事業実施要領等の改正手続き等が行われた後に施行されることとなりますが、取り急ぎ、基本健康診査に携わる医師に周知していただくことを目的として、別添の事務連絡が本会宛に発出されました。制度の円滑な施行のため、貴会傘下の地域医師会および会員への周知、ご協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、正式に通知が発出された際には、改めてご送付申し上げることを申し添えます。

敬具

記

(添付資料)

・介護予防事業における特定高齢者把握のための判定方法の見直しについて

(平 19. 3 .23 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡

平成19年3月23日

社団法人日本医師会 御中

厚生労働省老健局老人保健課

介護予防事業における特定高齢者把握のための判定方法の見直しについて

介護予防事業の推進につきましては、日頃より御指導・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、市町村においては、平成18年度より、要支援・要介護状態となるおそれの高い高齢者を把握し、これらの者が優先的に介護予防プログラムに参加し、介護予防に資する事業を実施することを目的として介護予防特定高齢者施策を実施しています。

この度、介護予防特定高齢者施策の円滑な推進を目的として、当該事業の対象となる特定高齢者の決定方法等の見直しを行い、平成19年4月から施行することとして準備を行っております。

つきましては、今後、保健事業実施要領等の改正の手続きを経て、正式に依頼をする予定ですが、基本健康診査に携わる医師に使用していただくことを想定して、別添の資料を作成いたしましたので、貴会会員の皆様にご周知方よろしくお願いいたします。

生活機能及び介護予防事業への参加に関する評価について（案）

老人保健事業として実施する基本健康診査においては、受診者の状況を総合的に判断していただき、指導区分（「異常を認めず」「要指導」「要医療」）に加え、市町村が実施する介護予防事業（別紙参照）の利用の適否等に関する評価を行っていただきます。平成19年度より、その判定方法の一部が変更となりましたので、以下を参考にしてください。

1. 判定を行っていただく対象となる方

基本チェックリスト（別紙参照）で以下の○のいずれかに該当する方について判定を行って下さい。
（ただし、要支援または要介護認定を受けている方を除きます。）

- うつ関係の項目を除く20項目（基本チェックリスト1～20）のうち、10項目以上に該当
- 運動器の機能向上5項目のうち3項目以上に該当
- 栄養改善2項目の全てに該当
- 口腔機能の向上3項目のうち2項目以上に該当

2. 判定の流れ

以下の●のいずれかに該当する方はア - (ア)またはアー(イ)のいずれかの判定を行って下さい。
いずれにも該当しない場合はイと判定して下さい。

(1) 血液検査

- 血清アルブミン値が3.8g/dl以下

(2) 口腔所見

- 視診により口腔内の衛生状態に問題がある
- 反復唾液嚥下テスト（注1）の結果が3回未満

（注1）反復して空嚥下を指示し、30秒間に行えた空嚥下の回数を記録する。
測定は、示指を舌骨相当部、中指を喉頭隆起に当て触診によりカウントする。
口腔乾燥がある場合は少量の水等で口腔内を潤してもかまわない。

(3) 基本チェックリストにおける該当数

- 運動器の機能向上5項目のうち3項目以上に該当
- 栄養改善2項目の全てに該当
- 口腔機能の向上3項目のうち2項目以上に該当
- 基本チェックリストの16（週に1回以上外出していますか）で「いいえ」に該当
- 認知症関係の3項目のうちいずれかに該当
- うつ関係5項目のうち2項目以上に該当

いずれかに該当する

→ ア「生活機能の低下あり」と判断して、以下の観点から判定を行って下さい。

心筋梗塞、骨折等の傷病を有しており、
介護予防事業（別紙）の利用により当該傷病の病状悪化のおそれがある
介護予防事業の利用が当該傷病の治療上で支障を生じるおそれがある
等の医学的な理由により、介護予防事業の利用が不適当と考えられるか

不適当ではない

→ ア - (ア)

介護予防事業の利用が望ましい

と判定

不適当である

→ ア - (イ)

医学的な理由により次の介護予防事業の利用は不適当

☐ 全て ☐ 運動器の機能向上 ☐ 栄養改善 ☐ 口腔機能の向上 ☐ その他

と判定し、不適当である事業にチェックをして下さい

→ イ

生活機能の低下なし（注2）

と判定

（注2）市町村の実施する介護予防事業の利用については、現段階では必要とは考えられない、という意味

(別 紙)

基本チェックリスト

1. にチェックがある項目を該当項目として数えて下さい

	1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
	2	日用品の買物をしていますか	0. はい	1. いいえ
	3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
	4	友人の室を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
	5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
運動器の機能向上	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
	8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
栄養改善	9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
	10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
	11	6か月間で2〜3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
口腔機能の向上	12	身長 cm 体重 kg (BMI) (注)		
	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
閉じこもり	15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
	16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
認知症	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
うつ	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
	21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
	22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
	23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
	24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
	25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

(注) BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当とする

(参 考)

介護予防事業について

- 市町村においては、特に要支援・要介護の状態になる可能性が高いと考えられる方に、積極的に介護予防プログラムを利用していただき、生活機能の維持・向上を図っていただくことを目的とした介護予防事業を行っています。(財源として、介護保険の保険料の一部が使われています。)
- この事業の対象となる方は、基本チェックリストや健診の結果をもとに決定され^(注3)、対象となった方には、後日、市町村から介護予防プログラムの利用に関する説明やご意向の確認等をさせていただきます。(利用が強要されることはありません。)
- 市町村が実施する介護予防プログラムの種類には以下のようなものがあり、ご本人の状態等に応じた内容のプログラムを利用していただくことになります。(プログラムの名称や実施方法等は市町村によって異なります。)

- 運動器の機能向上プログラム
- 栄養改善プログラム
- 口腔機能の向上プログラム
- 閉じこもりの予防・支援プログラム
- もの忘れ(認知症)の予防・支援プログラム
- うつの予防・支援プログラム

なお、この他にも、市町村において様々な介護予防に関係する事業を行っている場合がありますので、必要に応じて市町村に確認をして下さい。